

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人スペイン舞踊振興MARUWA財団（以下「当財団」という。）定款第19条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 当財団は、役員等の職務執行の対価として評議員会、理事会に出席した場合、定款に定める限度額の範囲内で報酬を支給することができる。

### (報酬等の支給時期)

第4条 当財団は、役員等の職務執行の対価として評議員会、理事会に出席の都度本人に支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 当財団は、役員等の職務執行の対価として評議員会、理事会に出席の都度3万円（源泉所得税等を控除した手取額）の現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (旅費・費用)

第6条 当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (会議出席費用)

第7条 当財団の役員等が評議員会、理事会に出席した場合は、自宅から会議場までの実費交通費を支払うものとする。

### (公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律第5条第13項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は、平成30年6月21日から施行する。